久喜市役所
都市計画課
☎ 0480 (22) 1111

久喜市の都市計画

用途地域の内容

第一種低層住居専用地域
低層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域です。建築できる建物は、低層の一般住宅のほか、日常生活に必要な一定の店舗併用住宅、小中学校、図書館、教会、派出所などに限られます。

第二種低層住居専用地域
主として低層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域です。第一種低層住居専用地域に建築できる建物のほか、日常生活に必要な150 m以内の店舗などに限り建築できます。

第一種中高層住居専用地域
中高層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域です。第二種低層住居専用地域に建築できる建物のほか、病院、児童厚生施設、500 m以内の店舗などに限り建築できます。

第二種中高層住居専用地域
主として中高層住宅の良好な住居の環境を保護するための地域です。住居の環境を害するような工場、ボウリング場や水泳場、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックス、映画館、キャバレーなどは建築できませんが、一定規模以下の店舗、事務所などは建築できます。

第一種住居地域
住居の環境を保護するための地域です。住居の環境を害するような工場、パチンコ屋、カラオケボックス、映画館、キャバレーなどは建築できませんが、一定規模以下の店舗、事務所、ホテル、工場などは建築できます。

第二種住居地域
主として住居の環境を保護するための地域です。住居の環境を害するような工場、映画館、キャバレーなどは建築できませんが、事務所、ホテル、一定規模以下の店舗、工場などは建築できます。

準住居地域
道路の沿道にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。住居の環境を害するような工場、映画館、キャバレーなどは建築できませんが、事務所、ホテル、一定規模以下の店舗、工場などは建築できます。

田園住居地域
農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域です。第二種低層住居専用地域に建築できる建物のほか、農産物の生産、処理又は貯蔵に供する建物や、農作物の販売を目的とする店舗、その他農業の利便を増進するために必要な店舗などに限り建築できます。

近隣商業地域
近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行う建物が立地する地域です。一般の工場、キャバレーなどは建築できませんが、事務所、ホテル、一定規模以下の工場などは建築できます。

商業地域
各都市の中心部で、商業施設が多く立地する地域です。商業地の環境を悪化させるような工場は建築できませんが、銀行、百貨店、映画館、飲食店など、ほとんどの用途の建物が建築できます。

準工業地域
軽工業の工場が多く立地する地域です。住宅や商業施設も建築できますが、特に公害の発生のおそれがある工場や、危険物を扱う工場は建築できません。

工業地域
主として工場が立地するための地域です。住宅や一定規模以下の店舗などは建築できますが、学校、病院、ホテルなどは建築できません。

工業専用地域
重工業の工場が多く立地する地域です。建築できる建物は、工場や倉庫などに限られ、住宅は建築できません。

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

（建築基準法第48条同法別表第２による）

用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 ■ 建てられない用途 ①、②、③、④、▲、■、面積、階数等の制限あり	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以内かつ建築物の延べ面積の２分の１未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		非住宅部分の用途制限あり
店舗等の床面積が、150㎡以内のもの			①	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①日用品販売店舗、喫茶、理髪店等のサービス業用店舗のみ２階以下
店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以内のもの			②	②	○	○	○	■	○	○	○	○	○	②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、銀行代理店、郵便局などのサービス業用店舗及び自家販売のための製造工場で作業場の床面積が50㎡以内のもの、２階以内
店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以内のもの					○	○	○	■	○	○	○	○	○	③物品販売店舗、飲食店を除く
店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以内のもの					○	○	○	■	○	○	○	○	○	■農業者直売所、農業レストラン等のみ、２階以内
店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの					▲	▲	○	■	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの					▲	▲	○	■	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が、150㎡以内のもの					▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以内のもの					▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以内のもの							○	○	○	○	○	○	○	▲２階以内
事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以内のもの							○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの							○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館							▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以内
ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等							○	○	○	○	○	○	○	▲1,000㎡以内
カラオケボックス等							○	○	○	○	○	○	○	
麻雀荘、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等							▲	○	○	○	▲	○	○	▲10,000㎡以内
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等							▲	○	○	○	○	○	○	▲客席の部分が200㎡未満
キャバレー、個室付浴場等								○	○	○	○	○	○	▲個室付浴場等除く
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
巡査派出所、一定規模以内の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
病院					○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以内
自動車教習所					▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以内
単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以内、２階以内
建築物附属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	④	④	○	○	○	○	○	①600㎡以内 １階以内 ②3,000㎡以内 ２階以内 ③２階以内
①②③ここについては、建築物の延べ面積の1/2以内かつ備考欄に記載の制限	①～③同様の敷地内へこれに対し制限あり													
倉庫業倉庫											○	○	○	
自家用倉庫					①	①	○	○	○	■	○	○	○	①２階以内かつ1,500㎡以内 ②3,000㎡以内 ■農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
畜舎（15㎡を超えるもの）					▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以内
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、理容店、美容店等で作業場の床面積が50㎡以内	▲	▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲２階以内
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	②	②	○	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①150㎡以内 ②300㎡以内 ■農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。
危険性や環境を悪化させるおそれがやや少ない工場							②	②	○	○	○	○	○	
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○	○	
自動車修理工場							①	①	②	②	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以内 ②150㎡以内 ③300㎡以内 原動機の制限あり
	畳が非常に少ない施設													
	畳がやや少ない施設				①	②	○	○	○	○	○	○	○	
	畳がやや多い施設													①1,500㎡以内 ２階以内 ②3,000㎡以内
	畳が多い施設													
劇場売場、火薬類、石綿、プラスチックなどの危険物の貯蔵・処理の量	都市計画区域内においては都市計画決定が必要													
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	一定量以下													

日影規制

種別	建蔽率(%)	容積率(%)	日影が規制される建築物	規制される日影時間		測定水平面（平均地盤面からの高さ）
				規制の種別	規制される範囲（敷地境界線からの水平距離）	
					5mを超える範囲	10mを超える範囲	
第一種低層住居専用地域	50	80	軒高が７mを超えるか、または地上３階以上の建築物	(一)	３時間以上	２時間以上	1.5m
	50	100		(二)	４時間以上	2.5時間以上	
	50	150		(三)	５時間以上	３時間以上	
	60	100		(四)	４時間以上	2.5時間以上	
第二種低層住居専用地域	60	100	軒高が７mを超えるか、または地上３階以上の建築物	(二)	４時間以上	2.5時間以上	1.5m
第一種中高層住居専用地域	50	150	高さが10mを超える建築物	(一)	３時間以上	２時間以上	4m
	60	150		(一)	３時間以上	２時間以上	
	60	200		(二)	４時間以上	2.5時間以上	
第二種中高層住居専用地域	50	150	高さが10mを超える建築物	(一)	３時間以上	２時間以上	4m
	60	200		(二)	４時間以上	2.5時間以上	
第一種住居地域	60	200	高さが10mを超える建築物	(一)	４時間以上	2.5時間以上	4m
第二種住居地域	60	200	高さが10mを超える建築物	(一)	４時間以上	2.5時間以上	4m
準住居地域	60	200	高さが10mを超える建築物	(一)	４時間以上	2.5時間以上	4m
近隣商業地域	80	200	高さが10mを超える建築物	(二)	５時間以上	３時間以上	4m
商業地域	80	400-500	規制対象外				
準工業地域	60	200	高さが10mを超える建築物	(二)	５時間以上	３時間以上	4m
工業地域	60	200	規制対象外				
工業専用地域	50-60	200	規制対象外				
市街化調整区域	60	200	高さが10mを超える建築物	(三)	５時間以上	３時間以上	4m
	50-60	100	高さが10mを超える建築物	(二)	４時間以上	2.5時間以上	4m

建築物の面積制限

●容積率
「容積率」とは、建物の延べ面積の敷地面積に対する割合のことであり、建物の密度を規制するための規定です。

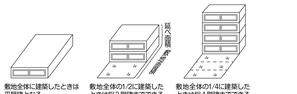

延べ面積 ／ 敷地面積 ×100＝容積率(%)

●建蔽率
「建蔽率」とは、建物の建築面積の敷地面積に対する割合のことであり、敷地内に一定の空地を確保するための規定です。

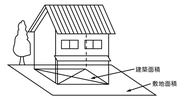

建築面積 ／ 敷地面積 ×100＝建蔽率(%)

●都市計画区域

地区	種別	名称	面積(ha)	告示年月日	告示番号
久喜地区	指定	久喜都市計画区域	2,503	昭和32年10月７日	建設省告示第1251号
	変更	久喜都市計画区域	2,503	昭和53年３月28日	埼玉県告示第471号
	変更	久喜都市計画区域	2,503	平成６年11月25日	埼玉県告示第1620号
	変更	久喜都市計画区域	2,535	平成10年12月25日	埼玉県告示第1660号
菖蒲地区	指定	菖蒲都市計画区域	2,730	昭和42年５月２日	建設省告示第1592号
	変更	菖蒲都市計画区域	2,730	昭和53年３月28日	埼玉県告示第472号
	変更	菖蒲都市計画区域	2,737	平成16年４月27日	埼玉県告示第869号
栗橋地区	指定	幸手都市計画区域	1,573	昭和41年８月31日	建設省告示第2992号
	変更	幸手都市計画区域	1,578	平成11年１月８日	埼玉県告示第31号
鷲宮地区	指定	幸手都市計画区域	1,373	昭和41年８月31日	建設省告示第2992号
	変更	幸手都市計画区域	1,390	平成11年１月８日	埼玉県告示第31号
久喜市全体	変更	久喜都市計画区域	8,240	平成26年２月４日	埼玉県告示第144号

●区域区分

地区	種別	面積 市街化区域(ha)	面積 市街化調整区域(ha)	告示年月日	告示番号
久喜地区	決定	806	1,697	昭和45年８月25日	埼玉県告示第1007号
	変更	877	1,626	昭和48年１月16日	埼玉県告示第84号
	変更	877	1,626	昭和53年３月28日	埼玉県告示第473号
	変更	877	1,626	昭和60年11月15日	埼玉県告示第1785号
	変更	877	1,626	平成４年10月30日	埼玉県告示第1470号
	変更	877	1,626	平成６年11月25日	埼玉県告示第1623号
	変更	887	1,648	平成10年12月25日	埼玉県告示第1666号
	変更	887	1,648	平成16年４月27日	埼玉県告示第949号
	変更	925	1,610	平成23年１月11日	埼玉県告示第58号
菖蒲地区	決定	212	2,518	昭和45年８月25日	埼玉県告示第1008号
	変更	212	2,518	昭和53年３月28日	埼玉県告示第474号
	変更	279	2,452	平成８年３月29日	埼玉県告示第554号
	変更	283	2,454	平成10年12月25日	埼玉県告示第1677号
	変更	283	2,454	平成16年４月27日	埼玉県告示第950号
栗橋地区	決定	234	1,339	昭和45年８月25日	埼玉県告示第1009号
	変更	412	1,161	昭和53年８月22日	埼玉県告示第1240号
	変更	416	1,157	昭和60年11月15日	埼玉県告示第1788号
	変更	416	1,162	平成11年１月８日	埼玉県告示第37号
	変更	416	1,162	平成16年４月27日	埼玉県告示第951号
鷲宮地区	決定	166	1,207	昭和45年８月25日	埼玉県告示第1009号
	変更	343	1,030	昭和53年８月22日	埼玉県告示第1240号
	変更	343	1,047	平成11年１月８日	埼玉県告示第37号
	変更	343	1,047	平成16年４月27日	埼玉県告示第951号
久喜市全体	変更	1,967	6,273	平成26年２月４日	埼玉県告示第157号
	変更	1,970	6,270	平成29年１月27日	埼玉県告示第123号

●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域	種別	告示年月日	告示番号
久喜都市計画（久喜地区）	決定	平成16年４月27日	埼玉県告示第904号
	変更	平成23年１月11日	埼玉県告示第57号
菖蒲都市計画（菖蒲地区）	決定	平成16年４月27日	埼玉県告示第905号
幸手都市計画（栗橋・鷲宮地区）	決定	平成16年４月27日	埼玉県告示第906号
	変更	平成17年４月５日	埼玉県告示第820号
	変更	平成20年１月18日	埼玉県告示第81号
	変更	平成25年３月26日	埼玉県告示第350号
久喜都市計画（久喜市全体）	変更	平成26年２月４日	埼玉県告示第150号
	変更	平成29年１月27日	埼玉県告示第122号

●都市計画区域

地区	種別	告示年月日	告示番号
久喜地区	決定	昭和43年５月10日	建設省告示第1396号
	変更	昭和44年４月22日	建設省告示第1564号
	変更	昭和45年12月28日	埼玉県告示第1618号
	変更	昭和48年１月16日	埼玉県告示第85号
	変更	昭和51年３月５日	埼玉県告示第302号
	変更	昭和51年４月１日	埼玉県告示第366号
	変更	昭和58年12月９日	埼玉県告示第1678号
	変更	昭和61年７月11日	埼玉県告示第1031号
	変更	平成４年１月17日	埼玉県告示第72号
	変更	平成６年11月25日	埼玉県告示第1626号
	変更	平成８年３月１日	埼玉県告示第284号
	変更	平成10年12月25日	埼玉県告示第1685号
	変更	平成15年１月７日	埼玉県告示第37号
	変更	平成20年11月28日	埼玉県告示第1596号
	変更	平成23年１月11日	埼玉県告示第59号
菖蒲地区	決定	昭和45年12月28日	埼玉県告示第1619号
	変更	昭和48年７月31日	埼玉県告示第1069号
	変更	昭和53年４月７日	埼玉県告示第567号
	変更	平成７年10月13日	埼玉県告示第1362号
	変更	平成８年３月29日	埼玉県告示第557号
	変更	平成18年３月14日	埼玉県告示第482号
栗橋地区	決定	昭和45年12月28日	埼玉県告示第1619号
	変更	昭和48年12月28日	埼玉県告示第1634号
	変更	昭和53年８月22日	埼玉県告示第1241号
	変更	昭和60年11月15日	埼玉県告示第1789号
	変更	平成８年３月１日	埼玉県告示第281号
	変更	平成14年３月12日	埼玉県告示第437号
	変更	平成15年１月７日	埼玉県告示第39号
鷲宮地区	決定	昭和45年12月28日	埼玉県告示第1620号
	変更	昭和48年12月28日	埼玉県告示第1634号
	変更	昭和53年８月22日	埼玉県告示第1241号
	変更	昭和58年３月４日	埼玉県告示第305号
	変更	平成８年３月１日	埼玉県告示第281号
	変更	平成14年７月９日	埼玉県告示第1288号
久喜市全体	変更	平成26年２月４日	埼玉県告示第57号
	変更	平成29年１月27日	久喜市告示第35号
	変更	令和２年３月27日	久喜市告示第110号

●防火地域及び準防火地域

地区	種別	告示年月日	告示番号	内容	地域名
久喜地区	決定	昭和58年12月９日	久喜市告示第347号	防火地域	久喜駅西口地区
	決定	昭和61年７月11日	久喜市告示第243号	準防火地域	久喜駅東口地区
菖蒲地区	決定	平成18年３月14日	菖蒲町告示第17号	準防火地域	菖蒲北部地区
	変更	平成19年８月28日	菖蒲町告示第70号	準防火地域	菖蒲インター地区
栗橋地区	決定	平成８年３月１日	栗橋町告示第13号	準防火地域	豊田地区
	変更	平成14年３月12日	栗橋町告示第28号	準防火地域	栗橋駅西口駅前地区
鷲宮地区	決定	平成14年７月４日	鷲宮町告示第37号	準防火地域	鷲宮地区
久喜市全体	変更	平成23年１月11日	久喜市告示第10号	準防火地域	清久工業団地地区
	変更	平成26年２月４日	久喜市告示第58号	防火地域 準防火地域	
	変更	平成29年１月27日	久喜市告示第36号	準防火地域	菖蒲町菖蒲の一部
	変更	令和２年３月27日	久喜市告示第110号	準防火地域	菖蒲町菖蒲の一部
	変更	令和４年11月30日	久喜市告示第555号	準防火地域	高柳地区

●高度利用地区

地区	種別	告示年月日	告示番号	地域名
久喜地区	決定	昭和58年12月９日	久喜市告示第346号	久喜駅西口地区

●都市計画公園

地区	番号	公園名	面積(ha)	当初決定	変更決定(最終)
久喜地区	2・2・01	西新田児童公園	約 0.15ha	昭和53年３月18日 久喜市告示第 27号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・02	太田児童公園	約 0.16ha	昭和53年３月18日 久喜市告示第 27号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・03	地産児童公園	約 0.11ha	昭和53年３月18日 久喜市告示第 27号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・04	西児童公園	約 0.18ha	昭和53年３月18日 久喜市告示第 27号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・05	向地児童公園	約 0.25ha	昭和53年３月18日 久喜市告示第 27号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・06	青葉２丁目公園	約 0.14ha	昭和53年３月18日 久喜市告示第 27号	
	2・2・07	青葉４丁目公園	約 0.25ha	昭和53年３月18日 久喜市告示第 27号	
	2・2・08	青葉５丁目公園	約 0.25ha	昭和53年３月18日 久喜市告示第 27号	
	2・2・09	本郷児童公園	約 0.27ha	昭和53年３月18日 久喜市告示第 27号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・10	栗原児童公園	約 0.19ha	昭和53年３月18日 久喜市告示第 27号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・11	川原児童公園	約 0.25ha	昭和53年３月18日 久喜市告示第 27号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・12	ひのえ児童公園	約 0.43ha	昭和53年３月18日 久喜市告示第 27号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・13	ひのえ第２児童公園	約 0.07ha	昭和53年３月18日 久喜市告示第 27号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・14	野久喜児童公園	約 0.14ha	昭和53年３月18日 久喜市告示第 27号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	3・3・01	青葉公園	約 3.27ha	昭和53年２月28日 埼玉県告示第 307号	
	3・3・02	清久公園	約 2.04ha	昭和57年３月９日 埼玉県告示第 374号	
菖蒲地区	2・2・15	寺田公園	約 0.47ha	昭和53年２月28日 菖蒲町告示第 5号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・16	金山公園	約 0.21ha	昭和53年２月28日 菖蒲町告示第 5号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・17	物見塚公園	約 0.07ha	昭和56年７月９日 菖蒲町告示第 22号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
栗橋地区	2・2・18	南栗橋第１公園	約 0.24ha	平成７年12月６日 栗橋町告示第 117号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・19	南栗橋第２公園	約 0.25ha	平成７年12月６日 栗橋町告示第 117号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・20	南栗橋第３公園	約 0.2ha	平成７年12月６日 栗橋町告示第 117号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・21	南栗橋第４公園	約 0.25ha	平成７年12月６日 栗橋町告示第 117号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・22	南栗橋第５公園	約 0.25ha	平成７年12月６日 栗橋町告示第 117号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・23	南栗橋第６公園	約 0.25ha	平成７年12月６日 栗橋町告示第 117号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・24	南栗橋第７公園	約 0.25ha	平成７年12月６日 栗橋町告示第 117号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	3・3・03	南栗橋近隣公園	約 3.30ha	平成７年12月６日 栗橋町告示第 117号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	9・4・01	権現堂公園	約 6.90ha	平成６年11月18日 埼玉県告示第1602号	平成26年２月４日 埼玉県告示第 172号
鷲宮地区	2・2・25	前沼公園	約 0.27ha	昭和57年９月24日 鷲宮町告示第 17号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・26	西大輪第１公園	約 0.27ha	昭和63年12月22日 鷲宮町告示第 14号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・27	西大輪第２公園	約 0.43ha	昭和63年12月22日 鷲宮町告示第 14号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・28	西大輪第３公園	約 0.25ha	昭和63年12月22日 鷲宮町告示第 14号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・29	西大輪第４公園	約 0.33ha	昭和63年12月22日 鷲宮町告示第 14号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・30	西大輪第５公園	約 0.12ha	昭和63年12月22日 鷲宮町告示第 14号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・31	芝間公園	約 0.15ha	平成２年１月12日 鷲宮町告示第 1号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・32	葛梅公園	約 0.39ha	平成２年１月12日 鷲宮町告示第 1号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・33	堤下公園	約 0.11ha	平成２年１月12日 鷲宮町告示第 1号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
	2・2・34	福寿公園	約 0.15ha	平成２年１月12日 鷲宮町告示第 1号	平成26年２月４日 久喜市告示第 61号
久喜地区	5・5・01	久喜菖蒲公園	約 40.0ha	昭和53年２月28日 埼玉県告示第 307号	
菖蒲地区				昭和53年２月28日 埼玉県告示第 308号	平成26年２月４日 埼玉県告示第 171号

●都市計画緑地

地区	名称	面積(ha)	当初決定	変更決定(最終)
久喜地区	清久町二号緑地	約 0.61ha	昭和57年３月８日 久喜市告示第 64号	平成23年１月11日 久喜市告示第 12号
	清久町三号緑地	約 0.37ha	昭和57年３月８日 久喜市告示第 64号	
菖蒲地区	菖蒲見沼緑地	約 0.3ha	昭和49年３月９日 菖蒲町告示第 2号	平成26年２月４日 久喜市告示第 62号

●都市計画道路

番号	路線名	車線数(車線)	幅員(m)	延長(m)	当初決定	変更決定(最終)
1・3・1	首都圏中央連絡自動車道	4	25	10,920	久 昭和49年６月28日 埼玉県告示第 624号 菖 平成８年４月５日 埼玉県告示第 623号	平成26年２月４日 埼玉県告示第 163号
3・4・1	杉戸久喜線	2	16	5,050	昭和41年３月22日 建設省告示第 787号	平成26年２月４日 埼玉県告示第 163号
3・4・2	大宮栗橋線	4	21	9,380	久 昭和41年３月22日 建設省告示第 787号 鷲 昭和49年６月28日 埼玉県告示第 807号 栗 昭和55年４月22日 埼玉県告示第 705号	平成26年２月４日 埼玉県告示第 163号
3・4・3	久喜東停車場線	2	20	2,010	昭和41年３月22日 建設省告示第 787号	平成26年２月４日 久喜市告示第 60号
3・4・4	久喜西停車場線	2	20	1,410	昭和41年３月22日 建設省告示第 787号	平成26年２月４日 埼玉県告示第 163号
3・4・5	幸手久喜加須線	2	18	6,760	久 昭和41年３月22日 建設省告示第 787号 鷲 昭和49年６月28日 埼玉県告示第 807号	平成26年２月４日 埼玉県告示第 163号
3・4・6	下早見菖蒲線	2	18	5,000	久 昭和46年10月５日 埼玉県告示第1277号 菖 昭和50年１月17日 埼玉県告示第 58号	平成26年２月４日 埼玉県告示第 163号
3・4・7	青毛下早見線	2	16	1,850	昭和41年３月22日 建設省告示第 787号	平成26年２月４日 久喜市告示第 60号
3・4・8	前谷五領線	2	16	1,090	昭和41年３月22日 建設省告示第 787号	平成20年11月28日 埼玉県告示第1595号
3・4・9	平沼和戸線	2	16	2,070	昭和44年２月４日 建設省告示第 226号	平成26年２月４日 久喜市告示第 60号
3・4・10	鎧津柴山線	2	16	960	昭和46年10月５日 埼玉県告示第1277号	平成26年２月４日 久喜市告示第 60号
3・4・11	北中曽根三箇線	2	18	1,980	久 昭和49年６月28日 埼玉県告示第 806号 菖 昭和50年１月17日 埼玉県告示第 58号	平成26年２月４日 久喜市告示第 60号
3・5・12	青毛平沼川原線	2	12	1,090	昭和61年10月２日 久喜市告示第 337号	平成20年11月28日 久喜市告示第 304号
3・4・13	西堤通沼線	2	16	2,000	昭和50年１月17日 埼玉県告示第 58号	平成26年２月４日 埼玉県告示第 163号
3・4・14	菖蒲川越栗橋線	2	16	1,870	昭和50年１月17日 埼玉県告示第 58号	平成26年２月４日 埼玉県告示第 163号
3・4・15	物見塚西堤線	2	16	880	昭和50年１月17日 埼玉県告示第 58号	平成26年２月４日 埼玉県告示第 163号
3・5・16	寺田上中島線	2	12	1,100	昭和49年11月25日 菖蒲町告示第 34号	平成26年２